

平成20年4月1日から

後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

【制度の概要】

■被保険者

後期高齢者医療制度の対象となるのは、県内にお住まいの75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害のある方（要申請・広域連合の認定が必要）です。

後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、国民健康保険・健康保険組合・政府管掌健康保険・共済組合等の被保険者ではありません。

【給付について】

■受けられる主な給付

後期高齢者医療制度では、病気やけがの治療を受けたとき、入院したときの食事代、コルセットなどの補装具を作ったとき、訪問看護サービスを受けたときの費用など、現行の老人保健制度と同様の給付を受けられます。

また、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。

入院中の食事にかかる費用のうち、一部（標準負担額）を被保険者の方々に負担していただき、残りを入院時食事（生活）療養費として後期高齢者医療制度が負担します。

ただし、住民税非課税世帯の方は、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町福祉課へ申請してください。

■給付が受けられないとき
次に該当するときは、後期高齢者医療制度の給付を受けられない場合や、制限される場合があります。

・保険診療以外の医療行為を受けたとき。（入院時の差額ベッド料・人間ドック・健康診断等）

・被保険者が自己の故意の犯罪が原因で病気やけがをしたとき。

・被保険者が、けんか、泥酔

などが原因で病気やけがをしたとき。

・被保険者が、監獄等に拘禁されたとき。 など

■第三者行為の届出について
後期高齢者医療制度の被保険者が、交通事故等他人からの不法行為（第三者行為）でけがをし、治療を受ける場合、原則として、加害者が医療費を負担すべきものですが、届出により後期高齢者医療制度でも治療を受けることができます。

後期高齢者医療制度 Q & A

Q 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 埼玉県内にお住まいの75歳以上の方は、平成20年4月1日に自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。

Q 私は平成20年4月20日に75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 埼玉県内にお住まいの方で、平成20年4月以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。あなたの場合には4月20日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。保険証については、75歳の誕生日前にはお手元に届きます。

Q 私は現在70歳で、障害認定を受け、老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どのような手続きが必要ですか？

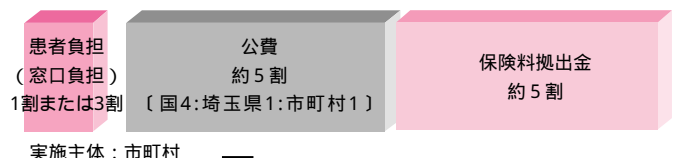
A 埼玉県内にお住まいの65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受けてすでに老人保健の対象となっている方は、平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。後期高齢者医療制度への加入を希望しない方については、町福祉課窓口にてその旨を申し出てください。

【財源構成について】

財源構成は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、高齢者からの保険料（1割）で構成されます。

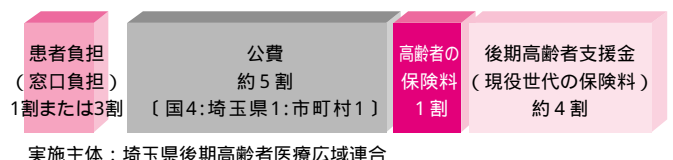
現行制度
（平成20年3月まで）

財政運営の責任主体が不明確
（医療給付は市町村・保険料決定は各医療保険者）
高齢者と現役世代の負担区分は困難



後期高齢者医療制度
（平成20年4月から）

財政運営の責任主体の明確化
（医療給付、保険料決定のいずれも広域連合が実施）
高齢者の負担と現役世代の負担との明確化



国民年金保険料 口座振替（前納）の お申込みはお早めに

国民年金保険料を口座振替で1年度分前納した場合、割引額が多くお得です。（平成19年度は、年間3,550円の割引でした。）

口座振替前納をご希望の方は、2月末までに金融機関で手続きをしてください。

なお、すでに口座振替で前納されている方は、新たに手続きをする必要はありません。

また、一部納付（半額免除など）の方の口座振替は、毎月納付となります。

☎ 住民課国民年金係
☎ 2 1 1 7

確定申告のときに 国民年金保険料の支払いを 証明する書類が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際は、忘れずに申告しましょう。

確定申告の際には、社会保険庁から送付される『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（はがき）や保険料を納めたときに交付される領収証書を添付してください。

■ 昨年10月1日時点で、国民年金保険料の納付実績のあった方→控除証明書は、昨年11月に社会保険庁から送付されています。

■ 昨年10月2日以降にその年初めて国民年金保険料を納めた方→2月に、控除証明書が社会保険庁から送付されます。

控除証明書に関するお問い合わせ先
専用ダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 0 - 9 9 1 1
（平日 9 時～17 時）または大宮社会保険事務所 ☎ 6 5 2 - 4 7 1 1

期限内の納付に ご協力を

国民健康保険は、加入者の負担する国民健康保険税と国、県および町の負担金等で運営していますが、加入者の高齢化や生活習慣病の増加などに伴い、国民健康保険で支払う医療費は増大し、財政面で非常に厳しい状況となっています。

加入者相互の助け合いによって成り立つこの保険事業を継続させるためにも、国保税の期限内納付にご協力ください。

ご存じですか？ 国民健康保険短期保険証制度

国民健康保険加入者の公平な負担のために、国保税に未納がある世帯には短期保険証制度を適用しています。

【制度の概要】（平成19年度の場合）

保険証の定期更新日までに18年度以前の国保税の未納分がある場合、有効期間が4か月の短期保険証を発行します。

【有効期間が切れたら】

4か月ごとの更新が必要となり、その都度住民課および収税課窓口で、納税や納付相談をしていただきます。納め忘れのある方は、なるべく早めの納付をお願いします。

☎ 住民課国民健康保険係 ☎ 2 1 1 6

介護保険料の納め忘れはありませんか？

今年度もあとわずかになりました。特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）、普通徴収（納入通知書により保険料を納める方）とも今月末が今年度最後の納期となります。保険料に滞納があると、介護サービスを利用するとき、滞納の期間に応じて下表のような処分を受けることがありますので、もう一度納め忘れがないか確認しましょう。

1 年間滞納した場合	介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。
1 年 6 か月間滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納額を控除することがあります。
2 年間以上滞納した場合	介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

☎ 福祉課介護保険管理係 ☎ 2 1 2 4

Q 後期高齢者医療制度の保険証はいつごろ届きますか？

A 平成20年3月下旬にお手元に届く予定です。

Q 今まで使っていた保険証や老人保健の受給者証はどうなるのですか？

A 保険証および老人保健の受給者証は、平成20年4月以降は使えなくなります。保険証については保険者（国民健康保険や健康保険組合等）へ、老人保健の受給者証については、町福祉課へ返還してください。

Q 医療機関での負担はどうなるのですか？

A 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割または3割となります。（平成20年7月までは原則として、昨年8月に判定された一部負担金の割合となります。）医療機関にかかる場合は、県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。

Q 保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。具体的な金額については、年金天引きの方は4月に、それ以外の方は7月に町から通知します。

Q 保険料の支払い方法はどうなるのですか？

A 年金を受給されている方は、原則として年金から天引きされます（特別徴収）。それ以外の方については、町から送付される納付書でお支払いいただきます（普通徴収）。なお、お支払いの際は、納め忘れのない口座振替をご利用いただくと大変便利です。ぜひ、ご利用ください。

☎ 福祉課医療係 ☎ 2 1 2 8 または
2 1 2 9